

佐賀県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年二月十二日から平成二十二年三月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名		道路の区域	
		区間	幅員延長
県道 黒川松島線	伊万里市黒川町大黒川字島田二〇九一番五地先から伊万里市黒川町大黒川字袖落二二七〇番一地先まで	後	幅員 メートル 延長 メートル
	伊万里市黒川町大黒川字島田二〇九一番五地先から伊万里市黒川町大黒川字袖落二二七〇番一地先まで	前	幅員 メートル 延長 メートル